

子ども予防接種週間

麻疹、風疹、日本脳炎、3種混合などの未接種者を対象に、休日接種を実施します。

実施医療機関は、お問い合わせください。

▶期間 3月6日(土)～7日(日)

■問い合わせ先
保健センター (☎ 20-3191)

INFORMATION

情報ひろば

母子・父子家庭などの 児童入学支度金



対象 平成16年4月に小・中学校に入学する児童のいる世帯(生活保護世帯は対象外)
支給額 1万円/児童一人
受付期間 3月1日(月)～3月19日(金)
必要なもの ▽印鑑▽保護者名義の銀行預金通帳▽戸籍謄本(児童扶養手当を受給している人は「児童扶養手当証書」、児童の父の死亡により遺族年金を受けている人は「遺族年金証書」を持参してください。※この場合、戸籍の謄本は必要ありません。)
なお、この他にも証明書が必要になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
問い合わせ先 児童家庭課
(☎ 20-3179)

戦没者等遺族特別給付金

戦没者の妻および父母などに対する特別給付金が、継続支給されます。

対象 ▽第17回特別給付金国債「い号」を受けた戦没者の妻(額面2百万円) ▽第19回特別給付金国債「い号」を受けた戦没者の父母など(額面百万円)

請求期限 平成18年3月31日
手続き・問い合わせ先 生活福祉課 (☎ 20-3182)

重度障害者 タクシー利用助成

平成十六年度の重度障害者(児) タクシー利用券を四月一日から交付します。

利用券(ピンク色)は、初乗り運賃相当分を月当たり四枚、年間で最大四十八枚を一括してお渡しします。なお、昨年度の利用券(黄色)は、四月以降利用できません。

対象 身体障害者手帳1・2級か療養手帳A所持者で、前々年の所得税が非課税の人

問い合わせ先 生活福祉課
(☎ 20-3181)

転入・転出時には水道局へ届け出を!

次の場合、3日前までには水道局へご連絡ください。

- ▶家の新築・転居などで新しく水道を使用するとき
- ▶転居のため、水道の使用をやめるとき
- ▶家の改築や長い間留守にするなど、しばらくの間水道を使用しないとき
- ▶使用者や所有者の名義を変更するとき

※届け出の際には、使用水量のお知らせや領収書などに記載されている「水栓番号」をお知らせください。

■問い合わせ先 水道局営業課 (☎ 53-7922)



春の全国火災予防運動

3月1日(月)～7日(日)

統一標語 『その油断 火から炎へ 災いへ』
『未来へと ひきつぐ森です 火の用心』

住宅防火 いのちを守る 3つの習慣

- ☆寝たばこは、絶対やめる
- ☆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ☆ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

